

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ 〃 ）	2
◎「令和8年度アニメ制作体験等実施委託業務」に係る公金事務の委託（産業イノベーション課）	2
◎「令和8年度デジタル化普及啓発事業委託業務」に係る公金事務の委託（産業デジタル化推進課）	2
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県公安委員会告示	
○告示（指定講習機関の指定及び告示の廃止）等の一部改正	3
落札公告	
○落札者等の公告（技術管理課）	3

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第49号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「仮小屋を設置すること、天幕を設営すること」を「移動可能な施設、車両等を設置すること」に改め、同表の1の(1)のウ中「360円」を「370円」に改め、同表の1の(1)のエ中「（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する）」を「（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する）」に改め、同表の1の(2)のアの(イ)中「7,089,000円」を「7,259,000円」に改め、同表の2の(1)のウ中「1,390円」を「1,480円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「20,300円」を「20,900円」に、「26,100円」を「26,900円」に、「38,700円」を「39,900円」に、「46,200円」を「47,600円」に、「58,500円」を「60,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「33,700円」を「34,700円」に、「43,500円」を「44,800円」に、「60,600円」を「62,500円」に、「70,900円」を「73,100円」に、「89,300円」を「92,100円」に、「12,300円」を「12,700円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「6,700円」を「6,900円」に、「8,900円」を「9,200円」に、「13,400円」を「13,800円」に、「16,300円」を「16,800円」に、「20,500円」を「21,100円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「10,700円」を「11,000円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「19,900円」を「20,500円」に、「23,600円」を「24,300円」に、「29,800円」を「30,700円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表の13の(1)のキを同表の13の(1)のクとし、同表の13の(1)のカを同表の13の(1)のキとし、同表の13の(1)のオを同表の13の(1)のカとし、同表の13の(1)のエ中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同エを同表の13の(1)のオとし、同表の13の(1)のウの次に次のように加える。

エ 福祉サービスの提供

別表第1の13を同表の14とし、同表の12の(3)中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改め、同表の12を同表の13とし、同表の11の(4)のア中「3,700円」を「3,800円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9の(3)のイ中「5,500円」を「5,800円」に改め、同表の9を同表の10とし、同表の8を同表の9とし、同表の7の(2)中「143,900円」を「148,600円」に改め、同表の7

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

を同表の8とし、同表の6の(1)のイ中「53,900円」を「56,400円」に改め、同表の6の(2)のイの(ア)中「739,000円」を「757,000円」に改め、同表の6の(2)のイの(イ)中「358,000円」を「367,000円」に改め、同表の6を同表の7とし、同表の5の次に次のように加える。

6 福祉サービスの提供

- (1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（(3)において「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 福祉サービスの提供は、法第3条に規定する都道府県知事等又は法第11条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。
- (3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。
- ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
- イ 災害時要配慮者からの相談対応
- ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- オ 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)
- (4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号アからエまでの場合は、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
- (5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 別表第2の1の(1)のア中「23,800円」を「24,700円」に改め、同表の1の(1)のイ中「15,300円」を「15,800円」に改め、同表の1の(1)のウ中「15,700円」を「16,300円」に改め、同表の1の(1)のエ中「15,000円」を「15,600円」に改め、同表の1の(1)のク中「27,000円」を「29,000円」に改め、同クを同表の1の(1)のケとし、同表の1の(1)のキ中「26,400円」を「27,000円」に改め、同キを同表の1の(1)のクとし、同表の1の(1)のカ中「28,300円」を「29,000円」に改め、同カを同表の1の(1)のキとし、同表の1の(1)のオ中「15,800円」を「16,400円」に改め、同オを同表の1の(1)のカとし、同表の1の(1)のエの次に次のように加える。
- オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、相談支援専門員 1人1日当たり 16,700円
- 別表第2の1の(2)及び(3)中「アからクまで」を「アからケまで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和8年7月28日から適用する。

告 示

高知県告示第512号

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和8年8月25日から施行する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に、「第30条の3」を「第30条の3及び第30条の13」に改め、1の(8)中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「第49条第2項」を「第49条第2項（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(9)中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「第53条」を「第53条（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(14)中「及び特定地域型保育事業者」を「並びに特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改める。

高知県告示第513号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
く れ だ 歯 科 土佐市高岡町甲1788番地1 令 8 ・ 8 ・ 1
クスリのアオキ 須崎市桐間西110番地 ” ” ”
桐間西薬局

高知県告示第514号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和8年7月8日	株式会社ニアファーマシー 土佐市中島456番地2	よこまち薬局 土佐市高岡町甲1894－10 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第515号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月31日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
香美市土佐山田町旭町二丁目2番22号	株式会社O U T E R	「令和8年度アニメ制作体験等実施委託業務」により支払う講師謝金	令和8年7月31日から令和9年3月31日まで

高知県告示第516号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月16日に指定し、公金事務を同年8月7日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市北本町三丁目10－28－3	株式会社ユーエスケー	「令和8年度デジタル化普及啓発事業委託業	令和8年8月7日から令和

		務」により支払う受賞企業への賞金及び審査員への謝金	9年3月12日まで
--	--	---------------------------	-----------

高知県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月25日

- 高知県知事 濱田 省司
- 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年7月高知県告示第483号
 - 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアコスモス大そね店
南国市大埴字実兼甲1772－2ほか
 - 意見の概要
意見なし

高知県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

- 高知県知事 濱田 省司
- 道路の種類 県道
 - 路 線 名 大河内朝倉停車場
 - 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
高知市朝倉字カン定丙1084番2から 高知市朝倉字カン定丙1089番2まで	前	4.9 } 10.2	33
	後	4.9 } 10.5	33

高知県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大河内朝倉停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市朝倉字カン定丙1084番2から 高知市朝倉字カン定丙1089番2まで	33	令和8年8月25日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年4月21日 8高須土第134号	須崎市池ノ内字池ノ内1121番1ほか3筆	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第23号

次に掲げる告示中「小松 繁」を「大崎 敦」に改める。

令和8年8月25日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 1 平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定及び告示の廃止）
- 2 令和4年5月高知県公安委員会告示第10号（運転免許取得者等教育の認定及び告示の廃止）

- 3 令和4年5月高知県公安委員会告示第11号（運転免許取得者等検査の認定）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県土砂災害監視システム更新委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部技術管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
中電技術コンサルタント株式会社岡山支社 岡山県岡山市北区桑田町18番21号
- 5 落札金額
70,125,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和8年6月23日